

議案第5号

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の改正により、青少年指導員及び地域学校協働活動推進員が非常勤特別職の位置づけから除外されることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 青少年指導員の項及び地域学校協働活動推進員の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(議案第5号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)		(略)	
スポーツ推進委員	〃 28,300円	スポーツ推進委員	〃 28,300円
保健センター嘱託医	月額 55,600円	青少年指導員	〃 28,300円
		保健センター嘱託医	月額 55,600円
		地域学校協働活動推進員	時間額 1,480円